

川崎町議会定例会会議録

令和3年6月9日（第2号）

○出席議員（13名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	佐藤健君
生涯学習課長	小原邦明君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤文典君	書記	高橋悦子君
------	-------	----	-------

○議事日程

令和3年川崎町議会定例会6月会議議事日程（第2日）

令和3年6月9日（水曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐藤 昭 光 君

4番 高橋 義 則 君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、高橋悦子、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承ください。

順番に発言を許します。

通告第3号、5番沼田長一君。

【5番 沼田長一君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、新型コロナワクチン接種について質問願います。

○5番（沼田長一君） 5番沼田長一です。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

それでは、通告に沿って質問いたします。

全国で65歳以上の高齢者に新型コロナウイルスワクチン接種が始まり、当町においても5月10日から開始されました。完了は6月28日予定ということで、県内では七ヶ宿町に次いで2番目に早く終了と新聞発表されております。県内においても変異株の感染拡大が心配されている中、ワクチンが変異株にも効果があるという報道もあり、町民のワクチン接種に対する期待は大きくなっています。昨日、町長から行政報告の説明や佐藤昭光議員の一般質問の答弁と重複する内容がありますが、改めて以下の点について伺います。

65歳以上対象者が3,360人いますが、接種予約者は何人になったのか。

高齢者の接種完了が6月28日という報道ですが、施設入所者や在宅介護の方は含まれているのか。

体調不良等で接種ができず、キャンセルとなった場合の対応はどのように実行しているのか。

よろしく願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 5番沼田長一議員の質問にお答えします。

1点目の65歳以上の対象者3,360人中、接種予約者は何人だったのかとの質問であります。町の健康福祉センターでの集団接種予約受付は5月31日まで行い、予約者は計2,220人でありました。また、町内の2つの医療機関での個別接種は山家医院が500人、田中医院が150人の計650

人であり、集団と個別を合わせて2,870人、率にして約85.3%の方に予約いただいたということになります。

2点目の高齢者の接種完了予定日である6月28日には、施設入所者や在宅介護の方は含まれているのかとの質問であります。町としましては、この6月28日は集団接種期間の終わりという認識であります。当初は、十分なワクチン量の確保を前提として、一般の高齢者と並行して施設入所者や在宅介護の方に対する接種も計画しておりましたが、肝心のワクチン配給が滞ってしまったことで、計画どおりに進められていない状況であります。

なお、ワクチンの配給状況ですが、5月中に3箱分3,510回の納入を要請し見込んでいたところが、結果的には5月19日に1箱が納入されたのみで、不足分をほかの町から融通してもらうなど、ワクチンの確保調整に奔走せざるを得ない状況が続いていることを報告させていただきます。

3点目のキャンセルなどが発生した場合の対応はどのようにしているのかとの質問ですが、いわゆる余剰ワクチンの取扱いに関しましては、高齢者施設やシルバー人材センターに対し、あらかじめ余剰ワクチンが出た場合の接種協力を依頼しており、これまでは高齢者施設入所者やシルバー人材センターの会員でやりくりしております。

しかしながら、さらなる余剰ワクチンの発生が想定されることから、今後は集団接種に従事している町の保健師や高齢者の次の優先順位である高齢者施設の従事者を対象にすることも調整してまいります。

参考までに、ファイザー製ワクチンは解凍して希釈した後、6時間以内に使う必要があります。例えば、午後4時の予約者の中にキャンセルが発生した場合、早急に接種者の確保を行う必要があるため、あらかじめ高齢者以外であっても社会的同意が得られる方々との調整を行ってまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。沼田長一君。

○5番（沼田長一君） ただいまのご答弁で、ワクチンを無駄なく、数少ないワクチンを有効に使っているという報告を聞いて安心いたしました。2月以降、震度5以上の地震が3回起きています。昨日も、また今朝も地震がありました。また、これから梅雨に入り本格的な雨のシーズンに突入します。

そこで、危機管理の観点から災害が発生した場合、先頭に立って指揮を執る必要のある町長はじめ三役の方の優先接種、早急にやる必要があるのではないかと思います。町長の考えをお聞かせください。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私も、議会昨日から始まったんですけれども、議会になる前は毎日接種会場に行って皆さんと意見交換しておりますが、多くの町民の皆さんから、町長は早めに接種すべきなのではないかと言われております。改めて必要性を感じておるところであります。今はいろいろな形で報道されておりますので、正直どういったものかなという面も感じております。ただ、多くの皆さんから早く接種すべきだということは言われているところであります。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） 町長は本当に真面目な方なので、やはり公平性ということを考えてそういう考えだと思います。ですが、ほかの首長みたいにマスコミで話題になったような人たちみたいに、こじつけで、理由をつけて接種をするのではなく、町民からもそういう望まれている、やはり町長にやってもらいたいではなくやるべきだという声が、私もいろいろなところから聞こえてきますので、やはりここは町民のほとんどの方が町長に対する、やはりこういう危機管理という点からですね、早急に接種をすべきだと考えます。今日会議が終わったら、午後の公務をキャンセルしてでも、そのくらいのスピード感でやっていただきたいと思います。町長、改めて考えをお聞かせください。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 多くの町民の方々からも言われておりますので、しっかりと考えて対応したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） 65歳以上の高齢者が終わった後、次の64歳以下の方で基礎疾患のある方を優先に順次拡大していくと思うんですが、先ほど危機管理の観点から三役というお話をさせていただきましたけれども、感染拡大を防止するという意味でも、やはり沖縄のほうでは小学校、中学校の閉校、そういうのもありますので、やはり基礎疾患をお持ちの方と同じように小中学校の教職員の方、あるいはこども園、幼稚園の方々も優先的にやっていって、子供たちも健康で安心な町にしていくためにはそういう優先を考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 沼田議員にお答えします。

多くの町民の皆さんからも、やはり学校の先生やこども園の保育士の方々には優先的にやっていただかないと、その都度PCR検査、その都度消毒、そういった中で先生方や保育士さんたちは早めにやるべきではないかということも言われております。そういったことも考えながら次の

段階、ステージを設定していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） 6月から接種対象を12歳以上にするということで国のほうから拡大されましたが、町での対応はどのように行うのか、接種体制ですね、保護者の方々は非常に不安に思っていると思います。十分な議論と保護者に対しての説明を行っていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 5番沼田議員にお答えいたします。

小中学生のワクチン接種についてのお話でございました。十分なる説明をした上でということなのですが、前もって今の状況をお知らせいたします。さきの国の方針では、世界的治験が乏しいということから16歳以上からの接種となっておりましたが、6月1日から12歳以上の小中学生も接種する方針に変更されました。つきましては、ワクチンの配給確保をまずは前提に、一般の方の接種に併せて接種方法や手続日程等、各種調整をまさに今から調整してまいります。

なお、12歳以上のお子様も対象になってくるとなれば、当然ながら副反応等の周知も徹底してまいります。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） 12歳以上の子供たちへの接種がされた場合、接種を希望しなかった児童生徒に対してのいじめが心配されます。やはりその辺のケアもきっちりやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 5番沼田議員にお答えします。

接種をしないによっていじめ等、誹謗中傷等が発生する可能性もあるのではないかという質問でございました。まさに今12歳以上というお話が出てきまして、マスコミ報道等でも話題になっているようです。十分、強制接種ではない、任意接種なんだということを強調しながら理解を求めてまいります。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） すみません、この件につきましては教育長からも意見を述べさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） お答えいたします。現在町内でも小中学生、陽性感染者が出た経緯はございますけれども、いずれの学校においても子供たちが互いを気遣うような言動が見られているという報告を受けております。町で1月に条例を出して、それを小中学生向けにかみ砕いたものを学校に配り、学校側でも再三にわたり子供たちの心や態度を育成しながら、万一感染者が出たときには、とにかく誰でもかかる病気なんだから温かく見守っていこうという姿勢は育ちつつあるというふうに認識してございますので、仮にワクチン接種、子供たちへ始まった場合の接種者、非接種者が出た場合でも、そういう気遣いはできるものと確信してございます。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） ありがとうございます。その辺のケアは十分にやっていただきたいと思っています。

最後の質問になりますが、接種が進んでくると町民の方から接種証明書を出してくれというような依頼が出てくるかも分からないんですけども、その辺の検討はなされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 5番沼田議員にお答えします。

接種の証明書、接種したかどうかの証明書というご質問でございました。まさに今65歳以上の方、接種をいただいておりますが、接種済証というものがクーポン券の中に入っておりますので、そちらに証明書としてご提示をさせていただいているという現状がございます。引き続き、一般の方に移っても同様の取扱いとなりますので、証明書代わりになるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 次に、マイナンバーカードの申請状況について質問願います。

○5番（沼田長一君） 平成28年度からマイナンバーカードの交付を開始していますが、申請が低調な状態が続いています。令和2年度から当町では窓口の延長を行い、3月末までには21%まで交付率が向上しました。以下の点について伺います。

令和3年度に入り、申請件数は伸びていますか。また、今年度の交付件数の目標は幾らに設定されていますか。

広報かわさき等で住民への周知を行っていますが、現在マイナンバーカードの使い道が身分証明として使うしかないのです、住民は必要性を感じていないのではないかと。別の周知方法が必要で

はないでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） マイナンバーカードの申請状況について、1点目の令和3年度に入り、申請件数は伸びているのか、また、今年度の交付件数目標はどの質問でありますか、申請は各個人が行うため正確な件数を把握することはできませんが、各個人が申請したカードは川崎町に届きますので、その数をもって回答に代えさせていただきます。

令和3年度に届いたカードの数は、4月、5月合わせて397枚であります。昨年4月、5月は、合わせて77枚でありましたので、比較すると申請件数は伸びています。なお、令和3年度はまだ始まったばかりですので、今後の推移を注視していきたいと思っております。

また、今年度の交付件数目標についてでありますか、具体的な件数目標というよりは、まずは県の平均交付率を目標にしたいと思っております。5月31日現在で県の割合は30.5%、川崎町のほうは26%になっているようであります。

2点目の広報かわさきなどで住民への周知を行っているが、住民はマイナンバーカードの必要性を感じていないのではないか、別の周知方法が必要ではないかとの質問でありますか、マイナンバーカードは各種行政手続のオンライン申請や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるとされていますが、カード交付率から検証すると、川崎町の町民の方にはまだマイナンバーカードの必要性を感じていない方もおられるのではないかと感じております。このことから、別の周知方法も必要と考えますので、今後SNSを利用した情報発信や啓発用チラシ配布なども進めていきたいと思っております。

なお、現在コロナ禍であり、積極的に取得向上対策が実施できないこともご理解願います。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） このマイナンバーカードの申請につきまして、昨年9月からマイナポイントの付与ということで、1人当たり5,000円相当のポイントが付与されました。その期間とそのマイナポイント付与がなかった期間、月平均で構いませんのでどのくらいの差があったのか聞かせてください。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（高橋和也君） 5番沼田議員のご質問にお答えいたします。

お話しされたとおり、9月からマイナポイントの事業が開始されました。その前には、我々のほうで今ちょっと整理しているものは、令和2年度に届いたマイナンバーカードの数が1,151枚になっております。その中で、上半期で数字のほうを押さえておりますけれども、4月から9月

までの上半期に届いた枚数が498枚、10月から翌年3月までの下半期のほうに届いたカードは653枚という状況でありました。その中におきまして、川崎町では、8月からマイナンバーカードの申請サポート、それからマイナポイントの申請サポート、8月から実施しております。その点から着目してみますと、申請サポートを実施していなかった時期、4月から7月までの期間にカードが届いたのは250枚、月平均にしますと62枚になっております。一方、2つの申請サポートを実施しました8月から翌年3月まで届いたカードが約900枚、1月当たり114枚という状況でございました。こういった状況もありましたので、川崎町のほうにおきましては延長窓口、それから2つの申請サポート、こういった取組をした結果、後半のほうに大きくカードの増加になったというような見方もしております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 沼田長一君。

○5番（沼田長一君） ただいまの説明で窓口の延長あるいはサポート体制で効果があったというふうなお話でした。さらに伸ばすために役場で待っているだけでなく、例えば7月に実施される総合健診の会場、あるいは2月に実施されます納税相談、そのような会場に町民生活課と例えば総合健診であれば保健福祉課、あるいは納税相談であれば税務課と合体して、その申請を促すというふうな試みなどはいかがでしょうか。総合健診についてはコロナの関係があるから今は難しいかも分かりませんが、コロナが落ち着いたら納税相談あたりから実施するということも検討してみてはいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 今年の2月、3月の納税相談のときに、このマイナカードの申請を一緒にやりたいんだと町民課長から相談を受けました。私はしないでくれと申し上げました。私もずっと事業をやっている、税金の申告に参ります。税金の申告をする人たちは、冬の風邪をひきやすい時期に遅くまで帳簿を整理して申告の資料を作ります。そして、大変なハードな時期に申告をします。そのとき、正直、私申告する立場とすれば、マイナカードの手続などする余裕はございません。ですから、課長、いい企画なんだけど、私はやはり正直申告は申告で手いっぱいだよと、さっさと申告をやってほっとしたい、家に帰ってお父さん終わったよ、お母さん終わったよ、それが申告する人の気持ちだ。だから、いい企画だけれどもちょっと申告のときは駄目だな、今回は見送ってくれと、私正直そう申し上げました。それから、成人式の時もやりたいということで、町民課の人たちが成人式のためにBGでやろうとして企画しましたが、コロナがどんどん感染者が増えていったものですから、やはり成人式の時もちょっとこれは見送ろうとい

うことになりました。いずれにしても、何かに抱き合わせてやっていこうという意識はありますので、そういったことを踏まえながら、ここはというときにはやっていきたいと思えます。

ただ、この延長窓口でも正直多くの職員、残業をしてかなりハードになっていることも事実です。今までそういったことがないのにこの延長窓口でやっていますから、かなり町民課の人たちの負担も大きいことも確かです。国策に沿ってやっていかなければなりません、やはりある程度状況を考えながら進めていきたいと思えますので、ご理解を賜ります。

○議長（眞壁範幸君） これで沼田長一君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第4号、8番眞幡善次君。

【8番 眞幡善次君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、町民の声を町政に、について質問願います。

○8番（眞幡善次君） 8番眞幡善次、ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、町民の声を町政に生かすについて質問させていただきます。

コロナ禍の中、町民に寄り添った行政運営を行っていることを高く評価しつつ質問させていただきます。

先日、コロナウイルス予防接種の会場で町長に声をかけていただいたと、何人もの高齢者が私の事務所に来て自慢げに話をしておりました。町民にとっては、町長はやはり特別な存在だと思います。町長から声をかけていただいたということで、喜び勇んで報告に来たのではないかとこのように思えます。ぜひ、今後とも町民に対しては気軽に声をかけるようにしていただきたいというふうに感じました。

さて、町長の施政方針の中でも、みんなが主役のまちづくりを進めていくに当たり、町民目線、町民感覚、そして何よりも町民とのコミュニケーションを大切に、強いリーダーシップを発揮して町政運営を行うということがありますが、好評であったまちづくり懇談会もコロナ等でここ数年行われておりません。町民の生活は相当逼迫しております。私が住む支倉台では、約8割以上の方が住宅ローンを組んでおります。そのために共稼ぎ家庭がほとんどの状態なんですよね。しかし、時間短縮あるいはパートの雇い止め、そういうことがあって非常に厳しい生活を強いられているということが現状なんです。やはり、このような厳しいときこそ町民の声を聞き、また町民の声を大切に町民目線で町政運営をする必要があるのではないかとこのように感じております。町長の考えをお伺いさせていただきます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 眞幡善次議員の質問にお答えします。

町民の声を聞き、町民の声を大切にし、町民目線で町政運営を行う必要があるのではないかとの質問であります。私は常に町民目線で、町民感覚で政策を進めることを大切にしたいと思っております。

例えば、今回のコロナワクチン接種、町民の皆さんに確定した情報だけを少しずつお知らせすることにしました。また、分かりやすい、見やすいチラシを作ること、チラシの内容や出すタイミングもチェックしております。それから、電話での予約や接種日を行政区ごとに分けること、予約日時は封筒の表に書いていただき、それをもって確認していくこと、接種会場での誘導係は日替わりではなく、臨時の職員であっても接客に対応できる人材を指名しました。加えて、町民バスで会場に来た人が接種後に帰宅できるようバスを用意しました。

以上、担当課と一緒に副町長共々、私自身も企画の段階から意見を出しております。それは全て町民の目線で考えているものです。今年度は、町民の皆さんにスムーズにワクチン接種をしていただくことが何より重要だと認識しております。コロナ禍だからこそ、私自身が毎日接種会場、そして病院の待合室に行って町民の方々のご意見を伺っておるところであります。議員におかれましても、このような時期だからこそ町民と行政のパイプ役として広く意見を吸い上げていただきますとともに、町民の皆さんに町や議会の考え方を、町の政策を説明していただきとうございます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 今町長言ったように、町長いつも町民に対して気軽に声をいただいているということで、これは非常に町民も喜んでおります。しかしながらですね、こういったコロナ禍にあって、より多くの町民の声を聞く立場にある以上、やはりコロナ禍だからできないということではこれはいけないと思うんですよ。議会としても広聴広報委員会のほうで、議会懇談会が開けないということで不特定多数の住民に対してアンケート調査を行っております。この内容については、町長はじめ執行部の皆様も十分ご理解いただいていることと感じております。

そこで、町長はこういった、町として住民に対してアンケート調査、そういうものをやる予定があるのかどうなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 眞幡議員の質問にお答えします。

町民に対してアンケート調査をするつもりはあるかというような質問だったと思います。改めて議会の皆さんが今年の2月に調査をされた町民アンケート、いつも見させてもらっております。このアンケートの中にこう書いてございます。「今の厳しい現状の中、町民が何を感じ何を求めているのか、様々なご意見やご要望をお聞かせいただき、今後の議会活動に生かしていく必要があると考えています。つきましては、議会活動及び執行部が実施しているコロナ対策等に関するアンケート調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします」。そして、様々な項目で設問があるんですけども、最後のほうに「コロナ禍の中、町当局と議論しながら対策を講じていますが、思うことはありますか」ということで、多くのお答えを町民の皆さんからいただいているようがあります。

そして、この各世代から満遍なく多くの意見をいただいた集計を見させていただきますと、一番多いのが商品券に対する意見でした。次に、事業者支援の内容が続きます。また、キャッシュレス決済支援事業とBGのプールの改修事業に対して、多くのご批判と疑問が寄せられているようでありました。

いずれにしても今回コロナ対策の第3弾の政策は、正直申し上げまして、議会の皆さんが集めてくださったアンケートをたたき台にして練ったものであります。このアンケートは、コロナ禍の中であって、町民の皆さんが私たちの政策について遠慮ない思いをつづってくださいましたものがあります。引き続き、このアンケートをたたき台にして、議員の皆さんと政策を練っていくのが私はベストだと思っておりますし、それだけの価値のあるアンケートだと思っております。このアンケートをしっかりと生かしながら、まちづくりをしていくのが今のところベストなものではないかと思っております。議員の皆様にも改めて感謝を申し上げますし、眞幡議員、これはそれだけのものだと私は思います。

○議長（眞壁範幸君） 次に、新規就農者に対する支援策について質問願います。

○8番（眞幡善次君） 次に、地域振興策の開発支援についてお尋ねいたします。

先日、川内の藤枝いちご農園を訪問し、20歳の若き経営者のお話を聞くことができました。若いのにしっかりしたビジョンを持ち、また、川崎町の将来像を描いた希望に満ちた若者の話に心を打たれて帰ってきました。村田高校に通いながら週末は蔵王のイチゴ農家に行きイチゴづくりのノウハウを学んで教えてもらったということです。開業するに当たりましては、町当局と農林課長はじめ農林課の職員に非常に親身になって相談に乗っていただいたと。今、このように開業できるのは皆様のおかげですということで、非常に喜んでいる姿に改めて感激した次第であり

ます。

今、川崎町は担い手不足、経営者不足の問題を抱えている、私はもう川崎町にとっては新たに取り組もうとするこの意欲ある若者を育てることは、非常に大事ではないかというふうに思っております。現在、町では新規就農者支援事業や園芸特産物振興事業など、いろいろと支援を行っていることは分かっております。

しかし、若くして様々な事業に取り組もうとする方々に対しては、やはり今まで以上に町は積極的に相談に乗り、適切なアドバイスを行い、事業が成功するように長期的な支援策を打ち出す必要があるのではなからうかというふうに考えます。町として、現在どのような支援を行っているか、町長にお尋ねいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 新規就農者に対する支援策について、新規就農者に対し町として現在どのような支援をしているのか、との質問であります。眞幡議員さんの質問の中で、政策かなり述べられておまして、ダブってしまいますがお答えいたします。

次の世代を担う新規就農者に対し、一定の要件を満たす場合、国庫事業による農業次世代人材投資事業、これは1年目から3年目は年間150万円、4年目から5年目は年間120万円が出るんですけれども、最大5年間にわたり資金面での支援を行っております。

町独自の施策といたしましては、新規就農者の就農営農定着を支援するため、経営の不安定な初期段階における農業用機械などの導入経費に対し、補助金を交付する新規就農者営農定着促進事業により応援をしております。具体的には、新規就農者として位置づけられてから、5年間のうち1回に限り事業費の2分の1以内、上限で100万円を補助金で支援するものです。

また、新規就農者に限定した支援策ではありませんが、各交付要綱に適用となる場合は、眞幡議員おっしゃった園芸特産振興事業、補助率は対象経費の2分の1、1申請当たり50万円を限度とするもの、また、担い手農家シルバー人材活用事業、補助率は対象経費の2分の1、さらに農業用ハウス設置事業により支援を行っております。

加えて、新規就農者ゆえにもたらされる営農面での各種課題などに対するきめ細かな指導や支援を行うため、平成29年度以降、新規就農者を対象として、宮城県大河原農業改良普及センター、日本政策金融公庫融資部門、みやぎ仙南農業協同組合営農指導・金融部門、それから農業委員会及び農業技術指導員をメンバーとするサポートチームを組織しております。具体的な活動は、経営技術、資金、農地の切り口から各種相談に応じるとともに、対象者を年に2回訪問し、意見を交わしながら営農状況などを把握しております。

以上が現在の支援内容でございます。

○議長（眞壁範幸君） 眞幡善次君。

○8番（眞幡善次君） 今町長述べたように、町としても非常に心温まる支援をしていると。藤枝さんもこういった支援を全て受けられて事業が成り立ったということで、本当に町に対しては感謝しているわけですね。しかし、現在その藤枝いちご園では約8,700株のイチゴの苗を育てて、大型ハウスを建て、栽培している。もっとハウスを増やして、できれば雇用も図りたいということをおっしゃられました。しかしながら、ハウス1棟、先ほど町長述べられたように、1棟、その補助率は上限30万円と決まっているわけなんです。藤枝農園のハウスは1棟2,000万円から3,000万円するというのを聞いております。やはり、若くして事業を起し、川崎の特産物を作って川崎の未来をしょって立とうというそういう熱い気持ちの人にはですね、私はもう本当に個人的にも援助してやりたいなというふうな、本当に気持ちになりました。ぜひ、やはりイチゴといえば、今は亘理だとか松川浦だとかそういうことを叫ばれるわけなんです。ハウスが5棟、6棟となってイチゴ狩りができるようになれば、仙台から30分のこの川崎町、川崎のイチゴということで町の特産物として売り出すことができるのではなかろうかと。現在作っているイチゴは、学校の給食センターにも卸しているという話も聞きました。そのほか、販売するに当たっていろいろなところに行ってイチゴを置かせていただいているということも聞き、地道な努力をしながら今やっているようなんです。そういった方には、町としてもやはりもっともっと協力すべきではなかろうかと。これから若い世代が農業従事者になっていただくためには、あらゆる面で、町ができなかったら県あるいは国からの助成補助を引き出すべく努力をすべきではないかと思っておりますが、町長はその辺りどのように考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 名前、あれですけども、藤枝君、すごい一生懸命頑張っています。私の家でも日曜日のたびにイチゴを買いに行くと、とてもおいしいので正直びっくりしました。イチゴというのは、亘理とか山元のものなのではないかとどこかで思っていたんですけども、食べてみると遜色がないという感じです。

そういった中、この独自の支援策の必要性、眞幡議員さんからお聞きして、なるほどなと思っております。企業誘致の条例なども議会の皆さんが何年も意見を出してくださって、企業誘致の条例などもつくったんですけども、つくってから、いや、ここまですべきだったのかというような声も聞いているのも事実です。いずれにしても、新しくそういった特に農業関係の人たちが事業を始めるためにどういった支援、さらにするためにはどういったものが必要なのか、これはや

はり簡単に決められないので、議会の皆さんと一緒に相談して、誰にでもこれが当てはまってい
くわけですから、藤枝君に限らず当てはまっていけるわけですから、しっかりと検討してほかの事
業者の人たちと整合性を持ちながら、次に続く人たちをバックアップしていかなければなりません
から、何度も申し上げますがかつて企業誘致条例つくったように、やはり議会の皆さんとしっ
かり意見交換をしながら新しい制度をつくるべきなのか、そういったことも含めて検討してい
かなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで眞幡善次君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第5号、9番的場 要君。

【9番 的場 要君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、小中学校ホームページの運用状況について質問願います。

○9番（的場 要君） 9番的場 要でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

初めに、小中学校ホームページの運用状況について質問いたします。

平成23年12月定例議会において、小学校の情報発信について質問をさせていただきました。そ
の後、各学校一定程度で更新をしていましたが、ここにきて頻繁に更新している学校とそうでは
ない学校の差が大きくなってきました。コロナ禍により、関係者以外の方が学校へ行く機会がな
い中で、児童生徒の活動や行事の様子をしっかりと発信していく必要があると考えますが、いかが
でしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 小中学校ホームページの運用について、9番的場 要議員の質問にお
答えします。

ホームページによる情報発信は、児童生徒の家族や地域の皆さんはもちろんのこと、川崎町を
離れて暮らす同窓の人たちにとっても、学校での学びの様子やふるさとの香りを感じてもらえる

大変有効な手段であると考えています。

今回、改めて各校のホームページの更新状況を確認し、作成の様子について話を聞く中で、ホームページの作成に関わる学校の課題が見えてきました。

具体的には、いつやるのか、誰が担当するのか、セキュリティをどのように確保するかなどの課題があり、児童生徒と直接向き合う時間の確保と教員の働き方改革が求められている中で、旬の情報を継続的に発信していくためには解決していかなければならない課題と考えております。

このため、教職員で効率的、効果的にホームページを作成、更新する方法について知恵を出し合うのはもちろんのこと、他市町村の学校の取組方なども参考にしながら、ホームページを活用した情報発信の一層の充実に努めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） 以前質問した際ですね、その後に同じように話合いをしてもらいながら更新を進めていただくことになりました。それで数年間は更新をしていただきましたが、やはり滞った大きな原因の一つには転任が大きな理由になるだろうというふうに考えております。それまで担当していた先生が学校を移る際にうまく伝達されてなかったのではないかと、引継ぎがうまくいかないとやはりその役割を担う方がなかなかいらっしゃらなかったのかなというふうに思っております。

今回、川崎町の中で特にすばらしい更新をしているのが富岡小学校でございます。小学校のホームページの中に「富岡小学校なう」というサイトがあります。そこの中では学習状況の発信を週に大体三、四回やっております。学校の校舎の中での授業風景、そして校外での活動。学年もかわらず、そして先生たちもそこに登場しながら楽しく学んでいる姿が誰にでも見ることができます。そしてもう一つ「自遊べん」、自分で遊ぶ、平仮名ですね、「自遊べん ICTる!」、これは多分愛してると多分読むのかなと思いますが、ここのサイトの中には文科省、県教、そして富小からの学習課題が貼り付けられていて、これを学校に行かないときに自主学習に役立てるといえることができると思っております。

こういった、先進的なホームページの発信だと思うんですけども、やはり町内にこういう学校がある中ですっかりこれをまねするのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、近いような状態で進めていくことは可能かと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 今的場議員にお話しいただきましたように、富岡小学校、実は校長がホームページを更新しております。その理由を尋ねてみましたら、来年度以降複式学級になる可

能性が多分にあると。そういう意味で、富岡のよさ、あるいは小規模校で子供たちが学んでいるよさを広くアピールして町外からも支倉台に移住してくる方なんかが増えないかなと、そういう願いをもって毎日やっているんだと。ただし、現校長が異動したらこれが続くだろうか、このまま続けていって後任に負担をかけないか、そういう心配もあるというふうに話を聞いてきました。ただ、30分程度の時間である程度のもので更新可能であれば、そのノウハウを町内の全ての学校に伝えて、できることからまずやってみよう。全て同じように、確かに的場議員おっしゃるようには無理かと思えますけれども、できることからやりながら、そして私たち教員の習性といたしまして喜んでもらえる少し頑張ってみようかなという気持ちも出てこようかと思えますので、できることから情報を共有しながら進めていきたいと感じております。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） やはり学校のというのは、地域の皆さんと一緒にやっていくという役割もあると思います。ですので、やはり地域の皆さんが学校の中で何があるのかをしっかりと分かっていただけるような体制づくりが必要なんじゃないかなというふうに思っております。

そして、先般白石で非常に残念な事故が発生いたしました。それを受けて、学校施設における防球ネットの安全点検の指示を受けたと思いますが、早速調査をしていただいて川崎町には防球ネットはないということが分かりました。しかしながら、危険箇所があった、そういう判断があり、先日早速その対応に当たっていただいたというお話を伺っております。その対応いただいた1か所で学校内には危険はもうなくなったのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 今、的場議員お話がございましたとおり、白石一小の事案を受けまして、報道で知ったその日に学校職員による安全点検、翌日は教育委員会も出向いて同様な点検をしながら、危険箇所の情報の共有、そしてできることは何かということで取り組んでまいりました。現在、ハード面とソフト面、2つの課題がまだ残っていると考えてございます。ハード面の課題につきましては、まず町内の学校、非常に樹木が多いので、枯れ木の存在が思った以上にあったというところですね。森林組合の方にもおいでいただく中で実際に見ていただいて、緊急度というんでしょうか、倒木の危険性も判断していただきながら、早速川崎中学校の枯れ木を伐採していただきました。残りの小学校につきましても、将来的に倒木のおそれがある樹木、枯れ木があるわけですが、予算措置などもちょっと検討しながらというところでの一つ動き、それからあわせて、現在使用していない古い施設設備、校庭などになるものもあると。例えば川崎中学校ですと、かつてソフトボール部があった時代のバックネットが隅のほうに残っている、そう

いうものをいずれ撤去していかなければならないんじゃないかなというふうに考えてございます。これらにつきましては、当初予算で持っているもので十分に賄えるのか、あるいは財政と相談しながら何らかの予算的措置を講じて早急に対応していかなければならないのか、ちょっと検討課題として残ってございます。

それから、もう一つはソフト面の課題です。学校職員、授業が終わりまして子供たちは一応放課後という形で帰しますと、職員室であしたの準備をしたりということで教育事務に当たるわけですけれども、子供たちが、例えばですけれどもスポーツ少年団などの活動で一旦自宅に帰り、また学校に来る、そして学校の管理下を離れて活動をするときにスポーツ少年団の指導者がいない場合に空白の時間帯が出て、大人が目が届かないところで子供たちが活動する。その際に、安全に活動しているだけではなくて、子供ですからやっちはうまくないなというような遊びをすることもございます。そういう空白の時間帯と言ったらいいんでしょうか、そのときに学校教員も一体子供たちが今現状にある施設でどんな活動をしているんだろう、どんな使い方をしているんだろう、そういうところに目を配り気を配りながら、必要であれば指導していく、そういうソフト面の課題もあるんじゃないかなというふうに認識してございます。この辺につきましては、早速校長会で指示を出しておるところですけれども、繰り返し指導してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） こういったお話も、危険箇所について、やはり地域住民の方にもお知らせをはいかがでしょうかということで今回この質問をさせていただきました。学校で発生した、そういう事件事故に関しては校長が全ての責任を持つというふうになっていると思いますけれども、やはり施設全般に関しては、やはり町長がこれは責任があるのだろうと思います。危険な箇所があれば早急に対応していただくことが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて、やはり危険な箇所をチェックして早めに対応する、これは基本ですのでしっかりと考えていかなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） 次に、仙台市消防局と仙南広域消防本部の連携・強化について質問願います。

○9番（的場 要君） 仙台市消防局と仙南広域消防本部の連携・強化について質問いたします。

現在仙台市では大規模・特殊災害において隣接する市町村などと消防相互応援協定を締結しているほか、高速道路における消防相互応援協定などを締結しています。しかしながら、通常の火災発生や救急車要請時には、管轄内での対応が基本となっております。以前、本砂金地区の方よ

り救急車要請時の到着時間に不安を感じているというお話を伺いました。今年になって火災も発生している状況ですが、仙南広域消防での対応となっております。管轄境界付近になっている地域で安全安心を感じていただくためにも、仙台市消防局との連携強化についてしっかり働きかけを行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 仙台市消防局と仙南広域消防本部の連携・強化について、9番的場議員の質問にお答えします。

仙台市消防局と仙南広域消防本部の連携・強化についてとの質問であります。議員ご指摘のように本砂金地区のような管轄の境目にあるところでは、時と場合により太白消防署秋保出張所による対応が可能であれば、時間的なロスも少なく、広角的な対応が可能なのではないか、地域住民の安心安全が増すのではないかという意見があります。

しかしながら、太白消防署秋保出張所に配備されている消防車両等は、限られた台数であることや、管轄区域において突発的な救急搬送要請があれば優先して対応しなければなりませんので、特殊な状況を除いては、仙台市消防局はもとより秋保出張所管内の住民からも理解を得ることは難しいと感じております。

一方で、議員ご承知のとおり仙南広域消防本部と仙台市消防局とは、大規模災害や林野火災、高速道路における事故対応のため、宮城県広域消防相互応援協定に基づき相互応援体制を構築しているところであります。

以上のことを踏まえ、当面は現状の体制を維持しながらも今後、相互応援体制の拡充が可能かどうか検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 先般の火災については、町長も現場に来ておりましたので状況はしっかり分かっていると思いますが、私も実際、太白消防署秋保出張所からどれくらいの時間がかかるか、実際に走って時間を計ってまいりました。秋保出張所から先般の現場近くまで約10分、法定速度を出して10分であります。川崎出張所からは、17分同じようにかかりました。この7分の差、現職の方にお話を伺ったところ相当大きいと、7分の差は相当大きいというお話をしておりました。

そして、以前、ダムの裏から秋保に抜ける道路で秋保出張所と川崎の消防署、我々消防団も出動した経緯がありまして、それについても伺いましたら、通報者が現場が特定できない場合は両方にその出動命令が行くということで、両方から出てきたというお話でありました。実際、住所

がはっきりしていれば、幾ら近くても仙南広域の管轄なのでこちらから行くしかないということでありました。

どうやってこれを解決していこうかといういろいろ考えたところですね、今総務省では、消防庁によって消防の広域化、令和6年4月1日までを推進期限としてこの話が進められております。これを受けて、宮城県のほうでも同じように広域化について議論が進んでおります。令和2年3月に改定されている推進計画の中では、3つの案が出ております。県内1ブロック中に消防本部、そして県内を3つに分け、県南、県中、県北の3つに分ける案、そして現状に近い5ブロック案というのが出ております。5ブロック案は、これはやはり広域化にはあまりいい効果はないということで、1ブロックか3ブロックか、これのどちらかになるだろうというふうに考えられております。

しかし、この3ブロック案になっても、実は本砂金の地域は同じような状況で境界線の中で変わらない状況になってしまうということでもあります。しかし、この広域化の計画の中には、連携強化も同様とあります。ですので、3ブロックに例えば分かれた場合でも、お互いの境界線は連携し合うことが可能だというふうに、多分理解できるのではないかというふうに考えております。これができれば、1つとなった県南ブロックと県中のブロックの境界線上は、連携は可能である。こうなれば、本砂金にも秋保出張所から来ることが多分できるだろうというふうに思っております。

なかなかこれは難しい問題であり、そして県警のように県内1つの団体であれば問題はないことなんですけれども、このブロックの中に入らなくてもしっかり連携をしてもらえるように、今から仙台市に働きかけをしていく必要があると思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 的場議員の質問にお答えします。

私が生まれ育った本砂金ですから、秋保から近いということも今出されました。そのとおりであります。私も秋保中学校に、そういうわけで通ったわけであります。

そういった中、例えば旧秋保町を担当している秋保出張所の方々、本砂金よりもこの出張所から遠い地区もかなりございます。そういった中で、話ちょっと戻ってしまいましたが、やはり原則として今やっている形では通常火災や救急体制の対応は、あくまでそれぞれの消防本部が担っています。それで、私たちも仙南広域行政事務組合に入って消防や救急、ごみ、し尿処理、火葬などを1つの町ではできないことをみんなでお金を出し合ってやっているわけです。そして、多くの機材や車両を維持しているわけでもあります。的場議員おっしゃるようにこれからいろいろな枠

組みが考えられてきますから、そういった広域行政事務組合のこれまでの大切さを踏まえながら、仙台市の皆さんとも意見交換をしていって、どのようにすれば一番ベストなのか検討していかなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） これでの場 要君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、4番高橋義則君。

【4番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、新型コロナウイルスワクチン接種について質問願います。

○4番（高橋義則君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。4番日本共産党高橋義則です。よろしくお願いいたします。

65歳以上の高齢者を対象にしたワクチン接種は予約が4月24日より開始され、5月10日から65歳以上の高齢者を対象に接種が始まりました。新型コロナウイルス蔓延を防ぐためにもワクチン接種はとても大事なこととされています。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、現時点での予約率と個別接種と集団接種の割合は幾らですか。

2点目、ワクチンへの不安などから予約していない高齢者が、今後時期が遅れても接種することはできるのでしょうか。

3点目、新型コロナワクチンが計画どおりに配給されていますか。また、町が目標とする高齢者の接種率は何%でしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 新型コロナワクチン接種について、4番高橋議員の質問にお答えします。

1点目の現時点での予約率と個別接種及び集団接種の割合はとの質問であります。個別接種が650人、集団接種が2,220人の合計2,870人でしたので、予約率は約85%ということになります。割合にしますと、個別接種が約23%、集団接種が約77%ということになります。

2点目の予約をしていない高齢者が今後時期が遅れても接種することは可能かとの質問であります。時期が遅れても接種することは可能です。しかしながら、ワクチン配給との兼ね合いがありますので、希望するときにいつでも接種できるということではありません。高齢者への接種

がおおむね完了すると、次の優先順位は基礎疾患を有する方や高齢者施設などの従事者、60歳から64歳の方となっています。その後16歳から59歳の方へと順次接種していくこととなりますが、この期間中のタイミングで接種していただくことを想定しております。ただし、国からのワクチン配給が不明であることから、残念ながら具体的にいつ頃の時期になるか、詳細は現時点でお示しできない状況です。明確なワクチン配給が担保され次第速やかに計画を調整し、日程、手続などを広報紙やチラシなどを活用して皆さんにお知らせしてまいります。

3点目のワクチンは計画どおり配給されているのか、また、町が目標とする高齢者の接種率は何%かのご質問であります。ワクチンは計画どおり配給されておられません。一時的不足分をほかの町から借りたり返したりしてしのぐという綱渡りの状況が続いております。

これまでの実績についてですが、4月29日に1箱975人分、5月19日に1箱1,170人分、6月3日に2箱2,340人の計4箱、4,485人分が配給されましたが、接種計画上の必要量が充足されていない状況であります。これらの実態を我々はしっかり国や県に訴えていく必要があると考えております。

また、高齢者に係る接種率の目標は何%かのご質問であります。国が示した60%から70%以上の集団免疫の確保を目指すべく、希望する対象者全ての高齢者や全ての町民の皆さんが、スムーズにかつ安心して接種できるように努力してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 前回の質問にもあったと思うんですけども、現在接種者の中で副反応はあったのかどうか。そして、過剰副反応であるアナフィラキシー、全身性のアレルギー反応というものが数万人に1例の割合で発生するそうなんですけれども、万が一川崎でそういうものが発生したときの対応はできるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） それでは、4番高橋議員の質問にお答えいたします。

副反応の状況はどうだったのかということと、副反応が発生した場合、ショックアナフィラキシーが発生した場合、対応はどうかという質問でございました。

昨日もご回答申し上げておりますが、6月4日現在で当町での病院搬送及び会場内での診察状況につきましては、4件ございました。うち2件は、緊張から来る血圧上昇との診断であります。もう1件は、接種日の翌日に唇、顔の腫れが見られまして、副反応との診断がなされました。この案件は、病院から厚生労働省へ報告されております。また、会場内で目まいを訴えた事例が1件ありました。会場内の医師の診断によりまして血管迷走神経反射によりまして、会場内で20分

ほど待機いただき、回復後帰路についております。

それ以外の2回目の接種に来られた方々からは、特に異常がない、あとは注射箇所が少し痛む程度だったという回答をいただいているところで、ショックやアナフィラキシーなどの特に大きな副反応は今のところございません。仮にアナフィラキシーショック等が起きた場合は、直ちに隣の川崎病院に搬送することになっております。それから、そちらの対応については病院での対応、もしくは中核病院に転送ということになります。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 今回高齢者の方々の接種率はかなり高いように思われます。しかし、まだ予約をされていない、接種をされていない方がいると思うんですけれども、その方というのは、どうしても高齢者で車、足の確保ができなかったりするわけですけれども、そのような点はどのように考えていたのでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 4番高橋議員の質問にお答えします。

接種会場には出向けない方の対応はどうなんだというご質問と理解いたしました。集団接種会場もしくは接種可能なかかりつけ医に出向くことが原則必要ではありますが、寝たきり、在宅介護要配慮者等で来場が困難と思われる方は25名、これは今年の5月現在でいらっしゃいました。うち14名は高齢者施設、介護施設入所中で、1名は希望しない旨の回答がありました。それ以外の希望者10名のうち8名は車椅子等を利用して集団接種会場で、残りの2名は6月3日に病院の訪問診療に併せて接種をしております。したがって、在宅要介護者として巡回接種を想定していた方々は全て接種調整済みとなりましたことをご報告いたします。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） この薬というのは、時間的にあまりもたないということで、万が一キャンセルされた場合、今回もキャンセルの方がいたかどうかは分からないんですけれども、その場合はどういう対応をしてその薬を有効に使ったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 4番高橋議員にお答えいたします。

キャンセル等によってワクチンが余った場合の取扱いのご質問でございました。当日のキャンセルや体調不良、あと問診結果から承諾が得られない、そういった場合、接種ができない人が発

生するケースがございます。当日、準備ワクチンが残る可能性は大いにありと想定してまいりました。この場合には、前もって協議同意された高齢者施設やシルバー人材センター会員などに、その日の最終受付前にお越しいただくことで無駄なく使用しております。参考までに6月2日現在でキャンセル数が26件ございました。うち施設対応分が21件、それからシルバー人材が4件、追加予約者に1件ということで、全て無駄なく使用してまいりました。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 今回、地区割りということで予約から接種までスムーズに流れていったなと思っております。ほかの地区の人たちも川崎町はこの地区割りでやって混乱がなくてよかったねという評価をいただいております。

これから高齢者が終わりました、先ほど言われたように病気があったり、また60歳から64歳までの方を優先的にやる、またそれ以降は若い人たちに接種をとという流れになるかと思うんですけども、この地区割りをやっていることで、地区の方からこの順番というのは平等にやってほしいものだというお話があったんですけども、今後はその地区割りはどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 高橋議員にお伝えします。地区割りをするように私は指示したので、それでやはりこれまでの地区割りにつきましてはその総数が等しくなるように地区割りをする、それである程度分母になる数を同じにするように指示をしました。それでたたき台をつくってもらって、それを区長会議で区長の皆さんにご理解を賜ったわけです。やはり、後半のほうに来る区長さんのほうから、何でおらほうは遅いのやと言われたのでは駄目なので。そうしましたら、区長さんたちは、たたき台にそういう分母を大体同じにしてやっているんだということを説明申し上げましたら、ああ、それでは致し方ないということで、誰からもこの割り振りに批判や疑問の意見は出ませんでした。とてもありがたいことだと思っています。

これから次の段階に行くときには、皆さんも新聞などで知っていると思いますが、登米方式などという、行政のほうであなたはいつ来てください、そういったことがやれるのかどうか、そうしますと電話予約が必要なくなりますから、いずれにしても今までは65歳以上、次の段階はどうやったらいいのかをまた担当と副町長と一緒に検討していきたいと思っています。ただ、本当にこのワクチンの供給が不確定なものですから、それがしつかりしないうちはなかなかもう練れないというところです。

そういった中で、学校の先生や保育士さんを優先すべきだという声もありますし、いろいろなことを皆さんの今回の議会からも出ましたが、そういったことを踏まえながら次のたたき台を練って、区長さんを通じてご理解賜ってまた働きかけということになります。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 今回私もワクチン接種を行いました。会場に行ってみて、なかなかスムーズな、接種できるようにあらかじめテープで方向を示したりいろいろな方々が案内をしてくださったりして、かなりこれはスムーズに接種できるなど感心してきました。

その点ですね、私は職員の方、臨時の方もいると思うんですけども、職員の方があそこに携わって今回この接種に携わるわけですけども、そういう時間がかかなりあって、本来職員としてやるべき仕事がかかなり多くなって、残業なりいろいろな時間を費やさなくてはならない部分があるかと思うんですが、その点の働き方とかやり方はどのようにやっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 今回のコロナ接種対応につきましては、特別チームをつくったらいいのではないかというようなご意見も賜りました。しかし、正直、何度も私申し上げていますがけれども、170人の職員がいますが病院関係が大体70人、こども園関係の保育士さんもかなりいますから、一般行政職というのはほかの町から比べるとかなり少ないんですね、うちの町は。そこで特別チームをつくるということは事実上不可能です。それで、今回は総務課の1人の職員を保健福祉課に回して、それで課長共々リーダーシップを執ってもらうことにいたしました。

今回、正直ほかの町と一番違うところは、多くの町が電話予約にコールセンターを使った。うちの町はコールセンターを使わないということです。結局、ほかの町の若い方々ですと、やはり65歳以上の人の言葉を聞きにくいのではないかということで、保健福祉課の職員が電話対応に当たったわけです。それで比較的言葉の壁と言ったら失礼ですけども、そういった障害はなかったということです。

それと、今高橋議員がおっしゃったように誘導などは臨時の職員を私が指名しました。ふだんの仕事の中でとても接客に優れているなという人を直接指名いたしました。正直、高橋議員がおっしゃるように今の仕事を休んでやるということはできなくて、たたき台としては日替わりで何課から何日出しなさいというたたき台ができましたが、私は日替わりでは駄目だと、慣れたところに終わってしまうということで、臨時の方の中から誘導員も指名したわけです。

もちろん一番の今回スムーズにいったことは、川崎病院と民間の2つの病院が協力してくださ

ったということです。これがなければ、うまくいきません。問診は内科の先生、注射を打つのはベテランの看護師または院長先生ということで、うまく歯車がかみ合ったと思っています。

正直なかなか本当に保健福祉課の職員には電話予約、大変ハードで、しかも直接窓口に来る人たちも多いので、土曜日曜日も窓口対応もしていただきました。電話予約も当然ですが、窓口予約もしていただきました。改めて今回、本当にそういった意味で多くの皆さんのご理解とご尽力賜ったんですけれども、特に川崎病院とその山家先生、田中先生のご尽力に感謝しています。これからまた無事に、とにかくこの6月いっぱいを乗り切って、次のステップに向けてまたみんなで努力していきたいと思いますのでご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 次に、基幹産業の農業について質問願います。

○4番（高橋義則君） 2問目は、基幹産業の農業についてお伺いいたします。人・農地プランが令和3年3月11日に作成されました。農地面積は1,726ヘクタールとなっております。農業従事者の高齢化や後継者不足などの理由から規模縮小や離農する農家が増えています。現時点での認定農業者などの借受けにより、農地として適切に管理されているが、既に限界との声も聞こえております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、各地区の集積は地区ごとに経営体を分けて進めていくことが必要であるとする。しかし、コロナ禍の中で話合いができない状況の中、農地の集積についてどのように考えて進めていくのか、お伺いします。

2点目、基幹産業である農業を守るため、持続可能な組織化への取組が急務であると考えております。法人化や公社化の勧めを考えているのかお伺いしたいと思います。

3点目、認定農業者が借り受ける農地は条件のよい農地を中心に集積が進んでおり、組織化の移行と併せて農業生産の基盤の整備が重要と考えております。現在、小沢地区と古閑地区において基盤整備事業が進められております。次の基盤整備計画はあるのか、以上の3点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 基幹産業の農業について、1点目の農地の集積についてどのように考えて進めていくのかとの質問であります。人・農地プランは、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの人と農地の問題を解決し、地域における中心経営体や農業の在り方を明確にするものです。平成25年度に策定しましたプランを昨年度に更新いたしましたが、このプランを実質化するためには、地域の話合いの場で農業者の皆さんが、地域の現状と将来の課題を共有

することにより農地利用の将来像が見えてまいります。

議員質問のとおり新型コロナウイルスの感染拡大防止のため座談会は行わず、認定農業者などを対象にした書面調査1,024件のアンケートを行い、回答率63.2%でありましたが、その書面調査により対処し、また農業委員、農地利用最適化推進委員及び行政区長の皆様とも情報を共有し、ご意見を伺いながら調整しております。今後も農業を取り巻く情勢や地域の実情に併せて、関係者からご意見を伺いながら必要に応じ更新してまいります。

このような背景の下、質問の農地集積に際しましては、農地は個人の財産でありますことを念頭に、受手、借手の意思を尊重し、農業委員及び農地利用最適化推進委員などの皆様からのご協力を賜りながら、情報共有、連携の下、指導助言を行い、推進してまいります。

2点目の法人化や公社化を進める考えはあるかとの質問であります。町内ではそれぞれの分野に応じて農業へ参入されている法人や集落営農組織はありますが、集落の農地を集積し、水稻や園芸作物などを地域の皆さんが参加して生産するような法人はありません。

他方、農業公社につきましては、角田市におきまして設立されており、地域農業戦略の調査研究、農地の利用集積、農業経営改善支援及び人材育成事業など、農業者の主体的な活動を支援しております。

川崎町において農業は基幹産業であり、将来にわたり農業を振興していくことは重要な施策であると捉えています。地域におきまして法人化の動きがあるときには、情報の提供など関係機関と連携を図りながら支援してまいり所存であります。

また、公社の設立に際しましては、設立時のみならず設立以後におきましても相当の費用がかかると想定されますことから、その必要性などの検討、そして将来を見据えた農業生産組織の在り方について、農業を営む皆様の声を伺いながら、その思いを組み込んだ施策を検討しなければならないと考えています。

3点目の次の基盤整備計画はあるかとの質問であります。現在町内では前川地区の圃場整備事業が附帯施設の整備と換地業務をもって令和4年度での完成を目指しております。

また、行政報告でも報告したところですが、平成30年度から宮城県による調査計画事業が進められ、事業の採択に向けて土地改良法に基づく手続を行ってまいりました。古閑地区と小沢地区は県内でも新規事業の要望が多数ある中で、両地区ともに5月27日付で事業計画の確定通知がありました。事業計画はいずれも6年間と長期にわたり事業が推進されます。事業の実施に際しましては、これから農地集積などの調整が必要となりますので、まずは両地区の事業が軌道に乗るまでは地域に寄り添った支援に努めなければならないと考えております。

したがいまして、現時点におきましては現在進行している前川地区の事業完了と、これからスタートする事業に重点を置き、推進しているところでありますので、具体的には次の基盤整備計画はない状況にありますことを回答申し上げます。

なお、大河原消防署川崎出張所からみちのく公園付近に至る農地は、未整備となっております。農業生産性の向上を図るためにも、この広大な耕地の基盤整備は重要と考えております。

以前、神崎議員から圃場整備に関する質問をいただいております。平成30年9月でございますが、質問をいただいております。その翌年に龍雲寺前地区圃場整備事業アンケート、対象者237名回答率61%、実施賛成は回答139名のうち81名の賛成をいただいておりますが、アンケートを実施して意向調査を行っておりますことを申し添えます。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 私もこの農業に携わっているわけですがけれども、私たちと同じ年代の方が今主流になって、大規模な水田農家がございます。あと5年もすると70歳を超してしまう年になります。70歳を超してからこの経営を継続できるかというとなかなか厳しいものがありまして、川崎町ではその辺の年齢も考えていただきながら、ぜひこの基盤整備やら集積法人化などを考えていくべきではないかと思っております。

以前、平成29年1月、認定農業者主催だったかちょっと忘れたんですけども、意見交換会をやったことがあるんですけども、その時点では現在大規模にやっている農業者の方々が集まりまして、まず意見交換をした。現状はどうなっているんだと、今後どうすべきかという意見を出し合っていたきながら、そこに普及センターまたは農協の方の関係機関の方々と一緒に、今後の農業政策をこのようにすべきじゃないかという意見交換で終わってしまったんですけども、私はこれが一番大切な基本ではないかと思っています。現状を把握した上で、今後の川崎町の農業の姿を模索できる一つの提案を皆さんから出していただき、それを町に反映して、町のほうで力添えになってもらいながらこの農業経営を維持できるような話合いを持つべきと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 高橋議員にお答え申し上げます。

平成29年1月頃か意見交換会、農業者の方々が集まりまして意見交換をしましたということでございます。このような取組が大切であり、話合いの場というのを設けるべきじゃないかということでございます。

認定農業者の経営改善意欲の高揚と生産性の高い農業経営の確立などを目指すこととしまして、

認定農業者に対する川崎町の認定農業者連絡協議会というものを立ち上げてございます。認定農業者現在58名でございますが、こちらの研修会の役員会が先日ありまして、高橋議員のご質問にありましており、将来の法人化に向けた研修会などやってはどうかという意見で盛り上がったことを把握してございます。今年の研修のテーマにそのような法人化など今後の在り方などを講師を招いて勉強するという機会を設けながら情報を共有し、皆さんと意見交換をするという機会が非常に大切だと思っておりますので、今後そのような研修を取り入れて情報の共有を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） これで高橋義則君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時とします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第7号、7番神崎安弘君。

【7番 神崎安弘君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、施設建て替えの議論をについて質問願います。

○7番（神崎安弘君） 7番神崎安弘です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

施設の建て替えの議論をということで、東日本大震災から10年経過しております。今年に入ってから頻りに震度5以上の地震が発生しているわけでございます。当町でも庁舎や各施設で被害を受け修繕を行っています。耐震対策を講じても限界があると感じられます。町民が安心して利用できるためにも建て替えの議論をすべきと考えます。

次の点について伺いたいと思います。

築50年以上となる施設は。

建て替えの考えは。

長期総合計画での考えは。

以上お願いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 施設建て替えの議論を、7番神崎議員の質問にお答えします。

1点目の築50年以上となる施設はとの質問であります。該当する施設は役場本庁舎、公民館、川崎小学校、町営住宅では伊勢原住宅、青根厚生住宅、沼の平アパートの6施設であります。

2点目の新築の考えはとの質問であります。役場本庁舎、公民館につきましては、昨年度策定いただきました個別施設計画におきまして、今後20年は使用できると見込んでおります。

また、川崎小学校におきましては、平成30年度に策定しました学校施設長寿命化計画におきまして、修繕を重ねながら使用する計画としており、いずれも現時点で新築の考えはありません。

また、町営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、青根厚生住宅及び沼の平アパートは入居者退去後に解体、伊勢原住宅は現在建設中の中原住宅への移転後に解体としております。

3点目の長期総合計画での考えは、との質問であります。長期総合計画につきましては、今年度におきまして第6次計画を策定することとしておりますが、内容につきましては先に策定した個別施設計画や学校長寿命化計画などと整合性が図られた計画としてまいりたいと思います。ご理解を賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。神崎安弘君。

○7番（神崎安弘君） ただいまの答弁で、今年度ですか、策定されました個別施設計画、それから学校長寿命化計画に基づいて今後実施していくということですが、やはりここにきて震度5以上の地震が頻繁に起きております。耐震化はされているものの、各方面で修繕の箇所が多過ぎるのではないかと私は思っております。今回、副町長も就任されたわけですが、そういったことで、内部でもう少し課題を検討しながら、そういった検討委員会とかを設置する考えがあるかどうか、お尋ねしたいなと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 神崎議員の質問にお答えします。

副町長は建築関係のスペシャリストですから、今様々な計画などを担当のほうから聞いているところです。施設の見学やそういった計画の資料などを読んでいるところでもあります。そういった中、率直に副町長も考えるところがあるのかもしれませんが、まだ二人で意見交換はしておりません。ただ、神崎議員がおっしゃるようにこのところすごい大きな地震が続いておりますから、本当に廊下など歩きますとあちこち傷んでいて、このままで大丈夫なのかと思うところがあります。今、様々な計画、まだすっかりは見ておりませんが、率直に私も副町長の考えを聞いてみた

いというところもございます。

○議長（眞壁範幸君） 次に、不法投棄対策はについて質問願います。

○7番（神崎安弘君） 不法投棄対策はということで質問いたします。

昨年7月1日からレジ袋の有料化が義務化され、プラスチックごみの削減が図られています。多くの方々は理解を示していますが、一部の方が有料で購入したレジ袋の中にプラスチック容器や缶、ペットボトルなどを入れたまま道端に捨てておられます。大雨時には側溝に詰まり、二次災害も懸念されるわけでございます。また、パトロール等にも力を入れていますが、人目のない山奥に家電製品やプラスチックケースなどが不法投棄されているところもまだ散見されます。

次の点についてお伺いします。

注意喚起用看板の増設やカメラ設置の考えは。

私有林も含めてなんです、私有地等で看板設置する場合助成する考えはありますか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 不法投棄対策について、1点目の注意喚起用看板の増設やカメラ設置の考えはどの質問であります、現在川崎町におきまして注意喚起用看板を約270か所、300枚設置している状況であります。また、毎年10枚から20枚購入し、必要と思われる箇所への増設や経年劣化したものを交換しているところです。最近増設したのは行政区長から要望のあった場所、警察や仙南保健所の産廃監視指導員から通報相談のあった場所及び川崎町が委託するシルバー人材センター職員が巡視中に不法投棄を発見した場所などです。監視カメラについては現在6か所に設置しており、設置場所については看板と同様、行政区長などの要望や相談を受け、必要に応じて設置しているところです。このような取組を踏まえ、今後も必要に応じて適宜看板の増設やカメラ設置を行っていきたいと考えております。

2点目の私有地、私有林に看板を設置する場合、助成する考えはどの質問であります、私有地等の看板設置に対する費用助成や物品助成は、今のところ考えておりません。看板などは定期的な巡視点検とメンテナンスが必要となりますので、これまで同様川崎町が設置し、維持管理していきたいと思っております。なお、看板設置が必要な場合、まずは行政区長などを通じて担当課へ相談していただき、その状況に応じて検討していきたいと思っております。ご理解を賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 神崎安弘君。

○7番（神崎安弘君） 不法投棄については、以前より少なくはなっているかと感じております。やはりパトロールの成果も上がってきているのかなというところもありますし、そうい

ったことを考えれば、この状態でこの看板設置で十分なのかとも考えられるわけなんですけど、看板の設置の内容といいますか、そういったところをもう一度見直しをかけたほうがいいのかなというところもあります。不法投棄禁止とか、そういったことで強く言いかけるのはいいんですが、例えば逆に、あなたが捨てたごみが、あなたはこういうふうな自然環境を破壊していますよとか、問いかけのやり方の看板もどうなのかと。やはり人間の心理をうまく伝えられるようなことも…強くこちらから、行政から圧力的なことばかりでなく言い回しも、看板としては少し人間の心理をうまく使ったやり方をしてはどうかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（高橋和也君） 神崎議員のご質問にお答えいたします。

人間心理の部分に通じた看板ということのご質問と伺いました。看板につきましては、ダムの協議会のほうで作っている看板がございます。それから三源郷、村田、蔵王、川崎で作っている看板、それから公衆衛生組合連合会、主に区長さんが理事になっているところで作成している、おおむね3種類の看板になってございます。それぞれの形態は様々でございますが、ダム周辺でしたらダム周辺に見合った啓発の文言になっています。不法投棄については不法投棄の看板。例えば、その看板に目のマークを入れたりというような取扱いもしております。それから、監視カメラを設置した部分については監視カメラ設置中というような内容で啓発しておりますが、確かに神崎議員がお話しするとおり、その文言だけで別の視点からの看板というのはそれほど多く持っていないというところもございますので、こちら、今お話しした3つの団体と協議しながら、また再度別の言い回しを含めた看板のほうを検討していきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 神崎安弘君。

○7番（神崎安弘君） いろいろ手法はあると思いますが、そういった考えも一つの策ということでご提案させていただきました。

それで、プラスチック、今製造する側、販売する側についてもかなり制約が出されてきております。そんなことでプラスチック資源循環促進法が令和3年の3月、今年の3月ですか、閣議決定され、国会でも承認可決されたわけでございますが、施行については1年以内ということでございますので、多分来年の4月あたりから施行されるのかなと考えられるわけなんですけど、これについても自治体の取組等々はそのポイントの中に入っているようでございます。ちょっと私も概要を見たばかりですが、そのポイントとして自治体の取組についても、例えばリサイクル、再利用とかそういった業者との連携をしないといけないとか、そうすればもう少し効率的にこのプラスチックごみを削減できるというようなこともあります。一番もとにあるのはそれを製造販

売されるほうにかなり大きなウエートがあるわけなんですけど、ただ、それにつけてもやはり我々もそういったことをきちんと認識しながら取り組まざるを得ないかなと思っているわけでございます。

今分別作業もかなりきれいにしたものと再利用できるものということでやっておられますが、今後こういった法施行に伴って自治体としてどういうふうに、今後の考え方についてお尋ねしたいと思うわけでございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 神崎議員の質問にお答えします。

プラスチックのことにつきましては、勉強不足ですみません、海洋汚染なんかの面で世界的に今注目されたり、もちろんいろいろなことを規制していかなくちゃならないということだとは思っているんですけども、今のところ仙南広域などでも具体的な説明や方向性を出されておられませんので、改めて担当課などどういったことがこれから必要になってくるのか勉強していきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） これで神崎安弘君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時17分 散 会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記高橋悦子が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
